

平成 18 年 6 月 9 日

各 位

大阪市中央区平野町 2 丁目 5 番 8 号
株 式 会 社 翻 訳 セ ン タ ー
代表取締役 東 郁 男
(コード番号: 2483)
問合わせ先: 取締役管理部長 浅 見 和 宏
電話番号: (06) 6231 - 8544

定款の一部変更について

当社は、平成 18 年 6 月 9 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告方法について、日本経済新聞に掲載して行う方法から、より周知性の向上を図ることができ、かつ経済的な情報開示方法である電子公告で行う方法に変更し、併せて、止むを得ない事由により電子公告ができない場合の措置を定めるため、所要の変更を行うものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 今後の新株発行等資金調達に備え、発行する株式の総数を 51,400 株に増加しようとするものであります。(変更案第 6 条)
- (3) 当社は、監査の質の強化および会計の透明性向上を目的として、新たに会計監査人の監査を受けるため、会計監査人に関する規定を新設するものであります。(変更案第 3 1 条～同 3 3 条)
- (4) 「会社法」(平成 1 7 年法律第 8 6 号)が平成 1 8 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、以下のとおり定款変更を行うものであります。

株主総会の招集に際し、株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 1 6 条)

会社法第 3 7 0 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう規定を新設するものであります。(変更案第 2 3 条第 2 項)

会計監査人がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 3 3 条)

上記のほか、会社法の施行にともない株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など全般にわたって所要の変更を行うものであります。

- (5) 当社は、株式公開にともない株券保管振替制度の適用を受けたことにともない、実質株主に関する所要の変更を行うものであります。(変更案第 9 条、同第 1 4 条)
- (6) その他、条文の新設にともない、必要な条数の繰り下げを行うほか、一部字句の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (新 設) (公告の方法) 第 4 条 当会社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u> 第 2 章 株 式 (発行する株式の総数) 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は、<u>46,600株とする。</u> (新 設) (自己株式の取得) 第 6 条 当会社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。 (名義書換代理人) 第 7 条 当会社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> 3 <u>当会社の株主名簿および端株原簿ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第 8 条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、その他株式および端株に関する取り扱いならびに手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。	第 1 章 総 則 (機関) 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 会計監査人 (公告方法) 第 5 条 当会社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u> 第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>51,400株とする。</u> (株券の発行) 第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第 8 条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。 (株主名簿管理人) 第 9 条 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> 3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第10条 当会社の株券に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u>

(基準日) 第 9 条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2 前項その他本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。 第 3 章 株主総会 (招集) 第 10 条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 (新 設) (招集者および議長) 第 11 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。 (決議の方法) 第 12 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2 商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行う。 (議決権の代理行使) 第 13 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当社の議決権を有する株主に限る。 (新 設) (新 設)	(削 除) (削 除) 第 3 章 株主総会 (招集) 第 11 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。 (招集権者および議長) 第 13 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。 (決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。 (議決権の代理行使) 第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
---	---

第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 14 条 当社の取締役は 7 名以内とする。 (選任) 第 15 条 (新 設) 取締役の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。 (任期) 第 16 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。 (代表取締役) 第 17 条 取締役会の決議により、代表取締役を定める。 (新 設) (役付取締役) 第 18 条 取締役会の決議により、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (取締役会) 第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任に当たる。 2 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 (員数) 第 17 条 (現行どおり) (選任方法) 第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (任期) 第 19 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。 (代表取締役および役付取締役) 第 20 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 (削 除) (取締役会の招集権者および議長) 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。 (削 除) (取締役会の招集通知) 第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
---	---

(新 設) (新 設) (新 設) (取締役の責任免除) 第20条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> 第5章 監査役 (員数) 第21条 当社の監査役は3名以内とする。 (選任) 第22条 (新 設) 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u> (任期) 第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u> (新 設) (監査役の責任免除) 第24条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設) (新 設)	(取締役会の決議方法) 第23条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。当社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (報酬等) 第24条 <u>取締役の報酬、賞与其他職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u> (取締役の責任免除) 第25条 当社は、<u>取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 第5章 監査役 (員数) 第26条 (現行どおり) (選任方法) 第27条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (任期) 第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> (報酬等) 第29条 <u>監査役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第30条 当社は、<u>監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 第6章 会計監査人 (選任方法) 第31条 <u>会計監査人は、株主総会において選任</u>
---	---

(新 設) (新 設) (新 設) 第 6 章 計 算 (営業年度) 第 2 5 条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日に決算を行う。 (利益配当) 第 2 6 条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に支払う。 (中間配当) 第 2 7 条 取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第 2 8 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	する。 (任期) 第 3 2 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。 (会計監査人の責任限定契約) 第 3 3 条 当会社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金2,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。 第 7 章 計 算 (事業年度) 第 3 4 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第 3 5 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 (中間配当) 第 3 6 条 当会社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議によって中間配当をすることができる。 (配当の除斥期間) 第 3 7 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
--	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日 (水)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日 (水)

以上